

(仮称)地域共生ステーション整備運営事業
資料2 審査基準の修正について

令和7年4月18日
高槻市

令和7年4月2日付で公表しました(仮称)地域共生ステーション整備運営事業 資料2 審査基準について、本日付で公表しました(仮称)地域共生ステーション整備運営事業 資料2 審査基準の修正版において、次のとおり修正及び変更しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	修正・変更前(下線部は修正・変更部分)	修正・変更後(下線部は修正・変更部分)
1	12	別表				エントランス・みんなの居場所・生活利便施設	—	「評価の主な視点」に追加 ・障がい者の活躍機会創出の工夫が提案されているか。
2	13	別表				ギャラリー・ショップ運営業務	「評価の主な視点」 ・単なる障がい者アートの展示にとどまらず、新たな顧客の開拓や新たな障がい者雇用(障がい者の自立)につながるような具体的な取組が示されているか。	「評価の主な視点」 ・単なる障がい者アートの展示にとどまらず、新たな顧客の開拓や新たな障がい者雇用等(障がい者の自立)につながるような具体的な取組が示されているか。